様式第1－2号(第5条関係)

総務部長	監理課長	担当課長	課長補佐	主　幹	係　長	係

	主務部長		課　長

工 事 成 績 評 定 調 書 (　　)

事業番号		担当部(支所)課名					
工事名							
工期	～			工事場所			
当初請負額		最終請負額		出来高金額		出来高率	
請負者住所氏名							
配置技術者等	現場代理人		監理技術者		主任技術者		

様式第2を裏面に印刷し、穴は開けないでクリップ止めしてください。

考査項目		第一次評定者(工事監督員)							第二次評定者(主管課長)								第三次評定者(工事検査員)							
項目	細別	細目評定	細目評定点	細目評定加減点 a	b	c	d	e	細目評定	細目評定点	細目評定加減点 a	a'	b	b'	c	d	e	細目評定	細目評定点	細目評定加減点 a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般			+3.0	+1.5	0	−5.0	−10																		
	Ⅱ配置技術者			+4.0	+2.0	0	−5.0	−10																		
2. 施工状況	Ⅰ施工管理			+5.0	+2.5	0	−5.0	−10												+5.0		+2.5		0	−5.0	−10
	Ⅱ工程管理			+5.0	+2.5	0	−5.0	−10			+4.0		+2.0		0	−7.5	−15									
	Ⅲ安全対策			+5.0	+2.5	0	−5.0	−10			+6.0		+3.0		0	−7.5	−15									
	Ⅳ対外関係			+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0																		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形			+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0												+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
	Ⅱ品質			+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0												+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10	−20
	Ⅲ出来映え																			+5.0		+2.5		0	−5.0	
4. 工事特性　※1											加点のみ(最高10点)															
5. 創意工夫　※1											加点のみ(最高5点)															
6. 社会性等	Ⅰ地域への貢献等　※2										+10	+7.5	+5.0	+2.5	0											
7. 工事に対する姿勢																				+5.0		+2.5		0	−5.0	−10
加減点合計(1＋2＋3＋4＋5)																										
監評定点(65±加減点合計)		①							②									③								
8. 法令の遵守等　※2									④		減点のみ															

評定点合計　※3	⑤	⑤＝(①×0.4＋②×0.2＋③×0.4)－④	
完済部分検査の有無		完済部分検査評定点　⑥	完済部分出来高率　⑦
完済部分を含めた評定点合計　※4	⑧		

評定結果	評定点　※5		評価区分	

評価区分	優秀	80以上	良好	75～80未満	普通	65～75未満	やや不良	60～65未満	不良	60未満

第一次評定者(監督員)所見	
第二次評定者(主管課長)所見	
第三次評定者(工事検査員)所見	

※1「工事特性」及び「創意工夫」の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする。なお、「完済部分検査」の場合は、その部分の評価とし、「完了検査」はそれ以降の評価をするものとする。

※2「社会性等の評価」では、地域への観点から、加点評価のみとする。また、「法令遵守等の評価(別紙2－3)」は、減点評価のみとし、主管課長が行う。

※3 各評定者評点に評定比を掛けたものの合計とする。評定点合計は小数第2位を四捨五入する。なお、「完済部分検査」が「有」場合は「法令の遵守等」の評定が重ならないよう注意する。

※3 各評定者評点に評定比を掛けたものの合計とする。評定点合計は小数第2位を四捨五入する。

※4 完済部分検査があった場合の出来高率は小数第2位を四捨五入する。各検査の評点にそれぞれの出来高率を掛けたものの合計とし、四捨五入により小数点第1位まで記入する。

※5「評定点」は「評定点合計」又は「完済部分を含めた評定点合計」を小数以下を切捨てし、整数で記入する。

※4 各考査項目毎の採点は、監督員は別紙1－1～1－5、主管課長は別紙2－1～2－5、検査員は別紙3－1～3－5によるものとし、監督員、主管課長、検査員の順で記入する。

様式第２

細 目 別 評 定 表

工事名：

検査区分		完済部分検査の有無		完済部分出来高率	

項 目	細 別	第一次評定者	第二次評定者	第三次評定者	細目別評定点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般				/ 4.4
	Ⅱ. 配置技術者				/ 4.8
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理				/ 12.5
	Ⅱ. 工程管理				/ 8.3
	Ⅲ. 安全対策				/ 8.5
	Ⅳ. 対外関係				/ 4.8
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形				/ 14.0
	Ⅱ. 品質				/ 14.5
	Ⅲ. 出来映え				/ 7.2
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性				/ 5.2
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫				/ 4.0
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等				/ 4.6
7. 法令遵守等					/ 0.0
8. 工事に対する姿勢	Ⅰ. 工事に対する姿勢				/ 7.2
				評定点合計	/ 100

別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	1．施工体制

第一次評定者（監督員）

細別	Ⅰ．施工体制一般	a	b	c	d	e
		□　施工体制が適切である	□　施工体制がほぼ適切である	□　他の項目に該当しない。	□　施工体制がやや不備である	□　施工体制が不備である

工事全般

「評価対象項目」

対象　評価

□　□　①現場に工事看板及び建設業許可票等が、公衆の見やすい位置に速やかに設置されている。
□　□　②工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。（請負額1,000万円以上）
□　□　③建設業退職金共済掛金収納書又は他の退職金制度の加入を確認した。
□　□　④施工計画書又は工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
□　□　⑤下請との契約が適切に締結し、完成検査が実施されている。
□　□　⑥元請が下請の作業成果を確認している。
□　□　⑦施工体制台帳により作業分担の範囲が確認出来る。（1次下請契約の総額が3,000万円以上。建築一式工事の場合は4,500万円以上）
□　□　⑧施工体制台帳に基づいた施工体系図が工事現場の見やすい場所に掲示されている。（1次下請契約の総額が3,000万円以上。建築一式工事の場合は4,500万円以上）
□　□　⑨異常時、緊急時の対応が確立されており、現場の見やすい場所に掲示してある。
□　□　⑩機械設備、電気設備等において、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□　□　⑪その他：

□　施行体制が不備であり、監督員から文章により改善指示を行った。

内容

採点結果	評価対象項目数 評価該当項目数 評価値 評価ランク	該当項目が90%以上・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・d	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。 ② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入） ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

細別	Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		□　技術者が適切に配置されている	□　技術者がほぼ適正に配置されている	□　他の項目に該当しない。	□　技術者の配置がやや不備である	□　技術者の配置が不備である

工事全般

「評価対象項目」

対象　評価【全体】

□　□　①専門技術者を選任し配置している。
□　□　②作業主任者を選任し配置している。

【現場代理人】

□　□　①現場代理人は、工事内容を充分把握している。
□　□　②現場代理人は（工事現場に常駐し）、工事現場の運営を適切に行っていた。
□　□　③関連工事に対する理解力があり、全体的な工事運営の調整に積極的な姿勢が見られた。
□　□　④他工事と現場代理人等を兼任している場合は、連絡体制が整えられており、連絡が取れなかったことが無い。
□　□　⑤下請負人通知は遅滞無く提出されている。
□　□　⑥監督員への報告等を適時かつ的確に行っている。
□　□　⑦その他：

【主任（監理）技術者】

□　□　①書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□　□　②契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
□　□　③設計図書の照査を行って施工されている。
□　□　④下請の施工体制や施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□　□　⑤施工上、課題となる条件（作業環境、気象、土質等）への対応を図っている。
□　□　⑥主任技術者（監理技術者）として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
□　□　⑦その他：

□　現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文章により改善指示を行った。
□　専門技術者が必要な現場に対し配置されていない。
※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」
※2項目以上あれば「e」

内容

採点結果	評価対象項目数 評価該当項目数 評価値 評価ランク	該当項目が90%以上・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・d	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。 ② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

別紙1－2

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項 目	2. 施工状況

第一次評定者（監督員）

細別 Ⅰ. 施工管理

a	b	c	d	e
□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない。	□ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である

工事全般

「評価対象項目」

対象	評価	
□	□	①設計図書と現場に相違（請負契約書約款18条第1項第1号から5号）があった場合、監督員に確認又は協議するなどの必要な手続きが行われている。
□	□	②施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。
□	□	③施工計画書が工事着手前に提出されている。
□	□	④施工計画書と現場施工方法が一致している。
□	□	⑤現場条件等に変更が生じた場合、当該工事着手前に変更施工計画書が提出されている。
□	□	⑥現場内での整理整頓が日常的になされている。
□	□	⑦工事記録の整備が適時、的確になされている。
□	□	⑧材料の保管が適切であることが確認できる。
□	□	⑨建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。
□	□	⑩工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。
□	□	⑪段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。
□	□	⑫社内検査が計画的に行われている。
□	□	⑬その他：

- □ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。
- □ 施工計画書が着工前に提出されていない。（契約額１千万円以上）
- □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。
- □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。

※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」
※2項目以上あれば「e」

内容

採点結果

評価対象項目数
評価該当項目数
評価値
評価ランク

該当項目が90%以上・・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

細別 Ⅱ. 工程管理

a	b	c	d	e
□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない。	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

工事全般

「評価対象項目」

対象	評価	
□	□	①現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、監督員と工程の進捗状況を常に協議し円滑な工事進捗を図った。
□	□	②工程に与える要件を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□	□	③実施工程どおりに着手されている。
□	□	④休日の確保を行っている。
□	□	⑤工程等の工夫により、交通制限や施設使用不可日の短縮が図られた。
□	□	⑥計画工程以外の時間外作業がほとんどない。
□	□	⑦適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□	□	⑧その他：

- □ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。

内容

- □ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く）

内容

採点結果

評価対象項目数
評価該当項目数
評価率
評価ランク

該当項目が90%以上・・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

別紙1－3

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	2. 施工状況

第一次評定者（監督員）

細別	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		□ 安全対策を適切に行った。	□ 安全対策をほぼ適切に行った。	□ 他の項目に該当しない。	□ 安全対策がやや不備であった。	□ 安全対策が不備であった。

工事全般

「評価対象項目」

対象	評価	
□	□	①安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。
□	□	②自社ﾊﾟﾄﾛｰﾙ、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。
□	□	③新規入場者（下請負人等）教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
□	□	④使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□	□	⑤重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□	□	⑥吊り込み作業時におけるクレーン等の使用、規格が適切であることが確認できる。
□	□	⑦材料等の搬入や取壊しガラの搬出における過積載防止対策が施工計画書に記載され、そのとおりに取り組んでいることが確認できる。
□	□	⑧山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□	□	⑨足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□	□	⑩保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□	□	⑪熱中症対策が実施されている。
□	□	⑫地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□	□	⑬その他：

※TBM：現場代理人等が中心となり、その日の作業内容や問題点の解決について短時間で話し合ったり、指示すること。
※KY（危険予知）：作業時に起こりうる危険を予知する能力を身につけさせる訓練をいう。

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

内容

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

内容

採点結果	評価対象項目数 評価該当項目数 評価値 評価ランク	

該当項目が90%以上・・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

細別	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		□ 対外関係が適切であった。	□ 対外関係がほぼ適切であった。	□ 他の項目に該当しない。	□ 対外関係がやや不備であった。	□ 対外関係が不備であった。

工事全般

「評価対象項目」

対象	評価	
□	□	①工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。
□	□	②工事施工にあたり、地元（施設管理者含む）との適切な調整を行った。
□	□	③積極的な地元（施設管理者含む）対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
□	□	④関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
□	□	⑤工事内容や工程等をチラシや看板（工事看板以外）等で、地域住民、通行者及び施設利用者に分かりやすく周知している。
□	□	⑥完成時に施設管理者に対する保守管理について必要な説明書が作成されている。
□	□	⑦現場のイメージアップに取り組んでいる。
□	□	⑧その他：

□ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。
□ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書等により指示を行った。
□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

※上記該当項目が2項目以上の場合は「e」と評価する。

内容

採点結果	評価対象項目数 評価該当項目数 評価値 評価ランク	

該当項目が90%以上・・・・・・・・a
該当項目が80%以上90%未満・・・・b
該当項目が60%以上80%未満・・・・c
該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

別紙1－4

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	3．出来形及び出来ばえ	大　分　類　工　種		第一次評定者（監督員）

細別	Ⅰ．出来形	a	b	c	d	e
		□　出来形管理が適切である。	□　出来形管理がほぼ適切である。	□　他の項目に該当しない。	□　出来形管理がやや不備である。	□　出来形管理が不備である。

大　分　類　工　種	「評価対象項目」		
営繕工事	対象　評価 □　□　①現場における出来形が承認図又は施工図を満足している。 □　□　②施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □　□　③完成図が適切にまとめられており、正確かつ結果が良好である。 □　□　④出来形の管理方法を工夫している。 □　□　⑤不可視部分となる出来形が工事写真で、的確に確認できる。 □　□　⑥その他：	□　監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□　請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
	評価する工種（小分類）を下欄で選択してください。多工種の場合は最大3工種に絞って総合的に評定できるものとする。 注）　出来形の対象は、「材料、機材」と「施工完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。		
解体（取壊し）工事	対象　評価 □　□　①施工計画書に出来形管理方法が記載され、それにより管理されている。 □　□　②指定仮設の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足している。 □　□　③不可視部分となる出来形が工事写真で的確に確認できる。 □　□　④工程毎に写真管理している。 □　□　⑤整地の範囲及び仕様等が設計図書を満足している。 □　□　⑥解体（取壊し）対象物の数量等が確認できる。 □　□　⑦その他：	□　監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□　不法投棄など重大な過失があった。 内容

採点結果			
	①評価対象項目数 ②評価対象ポイント ③評価該当ポイント ④評価値=(②/③) ⑤評価ランク		該当項目が90%以上・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ なお、評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。

別紙1－5

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第一次評定者（監督員）

項　目	3．出来形及び出来ばえ	小　分　類　工　種			
細別	Ⅱ．品　質	a	b	c	d	e
		□　品質管理が適切である。	□　品質管理がほぼ適切である。	□　他の項目に該当しない。	□　品質管理がやや不適切である。	□　品質管理が不適切である。
小　分　類　工　種		「評価対象項目」				
建築工事（新築・改修等） 評価ポイント		対象　評価 □　□　①材料・製品の品質が、承認図等により確認でき、設計図書の内容を満足している。 □　□　②品質確認記録の内容が、適切である。 □　□　③施工の各段階における完了時の、品質が良好である。 □　□　④躯体工事における施工の品質が、良好である。 □　□　⑤内外仕上げ工事における施工品質が良好である。 □　□　⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □　□　⑦その他：			□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。 内容	□　請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
建築・電気設備工事、受変電設備工事 評価ポイント		対象　評価 □　□　①製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術的検討を実施している。 □　□　②試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 □　□　③操作スイッチや表示灯を設計図書のとおり配置し、操作性が良好である。 □　□　④ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □　□　⑤操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しており、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □　□　⑥設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □　□　⑦現場条件によって、機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合は、工場試験で確認している。 □　□　⑧必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれている。 □　□　⑨完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品ならびに箇所を明示している。 □　□　⑩設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫している。 □　□　⑪その他：			□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。	□　請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

別紙1－5

工事成績採点の考査項目別運用表(営繕)

第一次評定者(監督員)

項　目	3. 出来形及び出来ばえ	小　分　類　工　種			
細別	Ⅱ. 品　質	a	b	c	d	e
		□　品質管理が適切である。	□　品質管理がほぼ適切である。	□　他の項目に該当しない。	□　品質管理がやや不適切である。	□　品質管理が不適切である。
小　分　類　工　種		「評価対象項目」				
建築・冷暖房設備工事、機械設備工事 評価ポイント		対象　評価 □　□　①試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 □　□　②部品の品質、性能が証明書等で確認できる。 □　□　③溶接管理が設計書のとおり実施され、現地又は製造工場での立会検査等で内容が確認できる。 □　□　④塗装管理が設計書のとおり実施され、現地又は製造工場での立会検査等で内容が確認できる。 □　□　⑤操作制御盤設備について、操作スイッチや表示灯を承認図又は施工図のとおり配置し、操作性が良好である。 □　□　⑥操作制御設備の安全装置及び保護装置が仕様書のとおり機能している。 □　□　⑦設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □　□　⑧小配管、電気配線、配管が承諾図のとおりに敷設されている。 □　□　⑨必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等(改造、更新含む。)においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれている。 □　□　⑩完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品ならびに箇所を明示している。 □　□　⑪設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫している。 □　□　⑫バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されている。 □　□　⑬機器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □　□　⑭回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしている。 □　□　⑮構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対策を施していることが確認できる。 □　□　⑯現地状況を勘案し施工方法について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □　□　⑰その他:			□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。	□　請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
その他工事 評価ポイント		対象　評価 □　□　① □　□　② □　□　③ □　□　④ □　□　⑤			□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。	□　解体工事においては、不法投棄など重大な過失があった。

別紙1－5

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第一次評定者（監督員）

項　目	3．出来形及び出来ばえ	小　分　類　工　種			
細別	Ⅱ．品　質	a	b	c	d	e
		□　品質管理が適切である。	□　品質管理がほぼ適切である。	□　他の項目に該当しない。	□　品質管理がやや不適切である。	□　品質管理が不適切である。
小　分　類　工　種		「評価対象項目」				
解体（取壊し）工事		対象　評価 □　□　①施工計画書に作業方法・手順、仮設、騒音、振動、粉塵対策が明記され、これにより管理されている。 □　□　②施工計画書に安全対策（作業所、交通誘導員、搬出入路等）が明記され、これにより管理されている。 □　□　③施工計画書に産業廃棄物の処理、リサイクル計画が明記され、これにより管理されてい。 □　□　④産業廃棄物管理表（マニュフェスト）を交付し、記入漏れが無く適正に管理されている。 □　□　⑤写真記録が的確に撮影され、適正に管理されている。 □　□　⑥建設副産物適正処理推進要綱に基づき委託契約がなされ、適正に処理されている。 □　□　⑦特別管理産業廃棄物（飛散アスベスト、PCB含有廃棄物等）の処理・保管が適正である。 □　□　⑧特別教育の必要な作業において、それが実施され、参加者名簿及び作業記録等が管理されている。 □　□　⑨石綿の飛散防止対策（作業実施の届出、作業基準の遵守等規制措置）を行ない、立ち入り禁止等の表示がされている。 □　□　⑩再生資源利用・促進計画書（実施書）が提出されている。 □　□　⑪処理場、処理数量、運搬距離が明確であり、書類・写真で確認できる。 □　□　⑫処理場状況と処理場所が写真で確認できる。 □　□　⑬適宜、下請け業者の処理状況を確認している。 □　□　⑭騒音・振動の発生抑制に努め、周辺住民等からの苦情がない。 □　□　⑮その他：		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。	□　解体工事においては、不法投棄など重大な過失があった。

採点結果			
	①評価対象項目数 ②評価対象ポイント ③評価該当ポイント ④評価値=(②/③) 評価ランク		該当項目が90%以上・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ 評価対象項目数が1工種の場合は3項目以下、複数工種の場合は5項目以下の場合は「c評価」とする。

別紙2－1

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	2. 施工状況

第二次評定者（工事主管課長）

細 別	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		□ 工程管理が非常に優れている	□ 工程管理がやや優れている	□ 他の項目に該当しない。	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

各工事共通 該当項目数: 評価ランク:	「評価対象項目」 評価 □ ①隣接（関連）する他の工事などとの工程調整に積極的に取り組み、遅れを発生させること無く工事を完成させた。 □ ②災害復旧工事など特に時間的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 □ ③工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 □ ④現場又は施工条件の変更等による工期的な制約のある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ⑤上記①～④以外の工事であって、余裕をもって工事を完成させた。 □ ⑥工事工程の工夫により、休日・夜間工事や交通制限期間（施設の使用制限）の短縮、又は回避等が見られた。 □ ⑦地元や関係機関との調整を積極的に行い、苦情やトラブルが無く工事を完成させた。 □ ⑧配置技術者の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑨その他:	□ 工程管理に対して文書指導を行った。 内容	□ 工程管理を怠ったことにより工期遅延した。

※ 該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。
※ 評価該当項目は「■」とする。
該当4項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・a
該当2～3項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・b
該当0～1項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・c

細 別	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		□ 安全対策が非常に優れている	□ 安全対策がやや優れている	□ 他の項目に該当しない。	□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である

各工事共通 該当項目数: 評価ランク:	「評価対象項目」 評価 □ ①建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 □ ④関連工事施工業により組織される安全協議会活でリーダーシップを執り積極的に取り組んでいる。 □ ⑤供用中の施設内での施工において、利用者への安全対策に配慮した工夫が見られた。 □ ⑥その他:	□ 安全対策に対して文書指導を行った。	□ 安全対策を怠ったことにより工期遅延した。

※ 該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。
※ 評価該当項目は「■」とする。
該当5項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・a
該当2～4項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・b
該当0～1項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・c

別紙2－2

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項 目	4. 工事特性

第二次評定者（工事主管課長）

技術力キーワード一覧	具体的な施工条件等への対応事例
Ⅰ 施工規模の大きさへの対応 □ 1.建物規模への対応を要する工事 ※上記の対応事項に■が付けば2点の加点とする。	【施工規模の大きさへの対応】（該当項目をチェック） □ 1. 延べ面積10,000m2以上の建物　□ 2. 地上9階以上又は建物高さが31m以上の建物 □ 3.大空間のホール等を有する建物 □ 4.その他 評価内容
Ⅱ 建物固有の機能の対応 □ 2.建物固有の機能の難しさへの対応を要する工事 ※上記の対応事項に■が付けば2点の加点とする。	【建物固有の機能の対応】（該当項目をチェック） □ 1. 対象建物の耐震レベル　□ 2. 建物機能の特殊性 □ 3.その他 [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館、特殊機能・設備のある建物 評価内容
Ⅲ 建物固有の施工技術の対応 □ 3.建物固有の施工技術のの難しさへの対応 ※上記の対応事項に■が付けば2点の加点とする。	【建物固有の施工技術の対応】（該当項目をチェック） □ 1.建築材料、設備機材、工法について提案がある場合。（総合評価における技術提案は除く） □ 2.設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材含む）の特殊性　□ 3. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ 4.その他 [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事　・免震装置を設ける工事 ・特殊な設備システムを採用した工事　・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 評価内容
Ⅳ 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 4.厳しい自然・地盤条件への対応 ※上記の対応事項に■が付けば2点の加点とする。	【厳しい自然・地盤条件への対応】（該当項目をチェック） □ 1. 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）　□ 2. 軟弱地盤、支持地盤の影響　□ 3. 雨・雪・風・気温等の影響 □ 4.その他 [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事　・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 評価内容
Ⅴ 厳しい周辺環境・社会条件との対応 □ 5.厳しい周辺環境・社会条件との対応 ※上記の対応事項に■が付けば3点の加点とする。	【厳しい周辺環境・社会条件との対応】（該当項目をチェック） □ 1. 地中埋設物等の作業障害　□ 2. 工事の影響に配慮すべき建物等への近接物 □ 3.周辺住民に対する騒音・振動の配慮　□ 4.周辺水域環境に対する水質汚染の配慮 □ 5.その他 [評価技術事例] ・工事に支障きたす地中埋設物、酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を必要とする工事　・場内に汚水処理施設（水替え）を必要とする工事 ・住宅専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 評価内容

Ⅵ 施工現場での対応　0

【長期工事における安全確保への対応】（該当項目をチェック）
□ 1.工期が12ヶ月を超え、事故が無く完成した工事（全面、一時中止期間は除く）

【災害等での臨機の措置】（該当項目をチェック）
□ 1.地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事

【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】（該当項目をチェック）
□ 1.工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
□ 2.工程上他の工事の制約を受け、機械、人員等の増強を行った工事
□ 3.休日・夜間作業が工程の過半を越える工事
□ 4.施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
□ 5.特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事
□ 6.外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者。通行人等の動線がある工事
□ 7.特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
□ 8.施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受け他工事
□ 9.同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
□ 10.その他（理由：
※上記の対応事項の1つに■が付けば3点の加点とする。

評価内容

評点：　点

※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して評価する項目である。
※2. 評価にあたっては、第一次評定者（監督員）と協議し、該当する項目を■にし評価した内容を評価内容欄に記載する。
※3. 工事特性は、最大10点の加点評価とする
※4. 「5.創意工夫」との二重評価はしない。

別紙2－3

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	5. 創意工夫

第二次評定者（工事主管課長）

創意工夫キーワード一覧表	評価した内容
●準備・後片づけ関係 □　1. 測量・位置出しにおける工夫 □　2. 現地調査方法の工夫 □　3. その他：	
●施工関係 □　1. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □　2. 工場加工製品等の活用による副産物および廃棄物の減少又はリサイクルに対する積極的な取り組み □　3. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工に関する工夫 □　4. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に関する工夫 □　5. 電気設備工事等の配線、配管等に関する工夫 □　6. 冷暖房衛生設備工事等の配管、ダクト等に関する工夫 □　7. 照明などの視界の確保に関する工夫 □　8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 □　9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫 □　10. 型枠工、足場工、山留め等の仮設工に関する工夫 □　11. 品質管理及び品質向上等に関する工夫 □　12. プレハブ工法等の採用による工期短縮等に関する工夫 □　13. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等に関する工夫 □　14. 環境保全への配慮による材料選定・施工方法等に関する工夫 □　15. 作業の安全性向上のための施工方法等に関する工夫 □　16. その他：	
●品質関係 □　1. 集計ソフト等の活用と工夫 □　2. 躯体工事の品質管理に関する工夫 □　3. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □　4. 施工の検査・試験に関する工夫 □　5. 品質記録方法に関する工夫 □　6. その他：	
●安全衛生関係 □　1. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　2. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 □　3. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □　4. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 □　5. 周辺道路等の事故防止対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 □　6. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策に関する工夫 □　7. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 □　8. その他：	
●施工管理関係 □　1. 出来形管理等に関する工夫 □　2. 施工計画書の作成、写真の管理等のに関する工夫 □　3. 出来形・品質に関する計測等及び集計に関する工夫 □　4. CAD、施工管理ソフト等の活用 □　5. CALSを活用した施工管理の工夫 □　6. その他：	
●その他 □　1. その他： □　2. その他： □　3. その他：	

別紙2－4

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	6．社会性等

第二次評定者（工事主管課長）

細　別	Ⅰ．地域への貢献	a	a’	b	b’	c
		□　地域への貢献が非常に優れている	□　地域への貢献がbより優れている	□　地域への貢献がやや優れている	□　cより優れている。	□　他の評価に該当しない

各工事共通

実施項目数：
評価ランク：

「評価対象項目」

評価　　地域への貢献度とは、工事の施工に伴って地域社会や住民の対する配慮等の貢献について評価する。

□　①河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。
□　②国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。
□　③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□　④工事現場に工事範囲及び施工している位置を表示するなど、地元のほか通行者に対しても情報が発信され、又は、現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□　⑤工事中及び終了後、工事区域外の周辺道路（施設）も清掃等が実施された。
□　⑥工事（関係車両の経路）に使用した、又は、現場付近の道路等の修復に配慮が見られた。
□　⑦災害時又は荒天時等において、地域や周辺住民の援助・救援・災害防止活動に積極的に協力した。
□　⑧現場近隣で開催されるイベントにあたり、現場の美化や建設機械や工事資材の一時撤去などを行い開催者や見物人への配慮が見られた。
□　⑨工事工作物の仕上げや、維持管理、使い勝手等に配慮が見られた。
□　⑩その他：

※　該当項目を現場、実施工程表、工事履行状況報告書及び工事写真などを基に評価する。

実施項目数が5点以上・・・a　　実施項目数が2点・・・・・・・b’
実施項目数が4点・・・・・・・a’　　実施項目数が1点以下・・・c
実施項目数が3点・・・・・・・b

別紙2－5

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項 目	8. 法令の遵守等

第二次評定者（工事主管課長）

「法令遵守等の該当項目一覧表」

措　置　内　容	減点数
□　1. 指名停止3ヶ月以上	−20点
□　2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	−15点
□　3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−13点
□　4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	−10点
□　5. 文書注意	−8点
□　6. 口頭注意	−5点
□　7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	−3点
□　8. その他 （理由:	点
□　9. 項目該当なし	

※ 指名停止については、施工中に【適応事例等】に該当した場合、監理課と協議し指名停止期間が決定した項目に「■」を記入する。ただし、他の工事で指名停止になった場合については該当しない。

※ 適応事例及び措置内容の該当項目に「■」を記入する。なお、法令遵守等にかかる措置内容の該当項目で、該当項目がない場合は、参考までに監督員へ聞取りなどしたうえで、客観的に判断し評価する。

① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 総合評価方式における技術提案が、受注者の責任より履行されなかった場合は、「8. その他」で減じる措置を行う。

【適応事例】

□　1. 入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
□　2. 承諾なしに権利または義務を第三者に譲渡又は承継した。
□　3. 使用人に関する労働基準法に問題があり、送検等された。
□　4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
□　5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
□　6. 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
□　7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
□　8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
□　9. 監督または検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
□　10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
□　11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
□　12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
□　13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
□　14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	2．施工状況

第三次評定者（検査員）

細別	Ⅰ．施工管理	a	b	c	d	e
		□　施工管理が優れている	□　施工管理がやや優れている	□　他の項目に該当しない。	□　施工管理がやや不備である	□　施工管理が不備である

工　種	「評価対象項目」	
各工事共通	対象　評価	
	□　□　①設計図書と現場に相違（請負契約書約款18条第1項第1号から5号）があった場合、監督員に確認又は協議するなど必要な対応が行われていることが確認できる。	□　設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。
	□　□　②施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	□　契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。
	□　□　③施工計画書に出来形、品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。	
	□　□　④施工計画書と現場施工方法が一致していることが確認できる。	※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」
	□　□　⑤現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。	※2項目に該当あれば「e」
	□　□　⑥工事記録の整備が適時、的確になされていることが確認できる。	内容
	□　□　⑦段階確認・立会等の申請が適切な時期に行われていることが確認できる。。	
	□　□　⑧建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われていることが確認できる。	
	□　□　⑨材料等の搬入や取壊しガラの搬出における過積載防止対策が講じられ、取り組んでいることが確認できる。	
	□　□　⑩下請との契約が適切に締結され、完成検査を実施していることが確認できる。	
	□　□　⑪施工体制台帳により作業分担の範囲が確認出来る。（下請契約の総額が4,500万円以上）	
	□　□　⑫建退共の証紙が適切に配布され管理されている。又はそれに代わる退職金制度に加入していることが証書等のコピーで確認できる。	
	□　□　⑬工事の関係書類及び資料の整理が良く見やすい。	
	□　□　⑭確認申請等が必要なものは確認済証、検査済証、それ以外では確認した設計書等で手続きが行なわれていることが確認できる。	
	□　□　⑮社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。	
	□　□　⑯その他：	

採点結果			
	評価対象項目数		該当項目が90%以上・・・・・・・・a
	評価該当項目数		該当項目が80%以上90%未満・・・・b
	評価値		該当項目が60%以上80%未満・・・・c
	評価ランク		該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ 評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。

別紙3－2

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第三次評定者（検査員）

項 目	3．出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）			

細 別	Ⅰ．出来形	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理が概ね適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 出来形管理がやや適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
評価対象（小分類工種）		「評価対象項目」						
建築工事（新築・改修等） 評価ポイント		対象 評価【新築・改修】 □ □ ①現場における出来形が承認図又は施工図を満足していることが確認できる。 □ □ ②施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理していることが確認できる。 □ □ ③完成図が適切にまとめられており、正確かつ結果が良好であることが確認できる。 □ □ ④出来形の管理方法を工夫していることが確認できる。 □ □ ⑤不可視部分となる出来形が工事写真で、的確に確認できる。 □ □ ⑥写真管理が仕様書による撮影基準を満足している。 □ □ ⑦その他：					□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
建築・電気設備工事、受変電設備工事 評価ポイント		対象 評価 □ □ ①据付に関する出来形管理が容易に出来るよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ □ ②機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ □ ③施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ □ ④設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる.。 □ □ ⑤設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議のうえで管理していることが確認できる。 □ □ ⑥不可視部分となる出来形が工事写真で、的確に確認できる。 □ □ ⑦設備の据付及び固定方法が設計図書または承諾図書どおり施工していることが確認できる。 □ □ ⑧配管及び配線が、設計図書または承諾図どおりに敷設されていることが確認できる。 □ □ ⑨測定機器の点検を、定期的に行っていることが確認できる。 □ □ ⑩行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 □ □ ⑪配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ⑫自社の出来型管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ ⑬その他：					□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
建築・冷暖房設備工事、機械設備工事 評価割合		対象 評価 □ □ ①据付に関する出来形管理が容易に出来るよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ □ ②設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる.。 □ □ ③施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 □ □ ④設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議のうえで管理していることが確認できる。 □ □ ⑤不可視部分となる出来形が工事写真で、的確に確認できる。 □ □ ⑥塗装管理基準の塗膜圧管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ ⑦溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ ⑧自社の出来型管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ ⑨設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ □ ⑩分解整備における既設部品等の磨耗、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 □ □ ⑪その他：					□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

別紙3－2

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第三次評定者（検査員）

項 目	3. 出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）			

細 別	Ⅰ. 出来形	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理が概ね適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 出来形管理がやや適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。
その他構造物工 評価割合		対象 評価 □ □ ① □ □ ② □ □ ③ □ □ ④ □ □ ⑤ □ □ ⑥ □ □ ⑦					□ 監督員が文書で改善指示を行った。	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。
評価対象（大分類工種）		「評価対象項目」						
解体（取壊し）工事		対象 評価 □ □ ①施工計画書に出来形管理方法が記載され、それにより管理されていることが確認できる。 □ □ ②指定仮設の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ③不可視部分となる出来形が工事写真で的確に確認できる。 □ □ ④工程毎に写真管理していることが確認できる。 □ □ ⑤整地の範囲及び仕様等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ⑥解体（取壊し）対象物の数量等が確認できる。 □ □ ⑦その他：					□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 不法投棄など重大な過失があった。 内容

採点結果		
	①評価対象項目数 ②評価対象ポイント ③評価該当ポイント ④評価値=(②/③) ⑤評価ランク	評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・a’ 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が70%以上80%未満・・・・b’ 評価値が60%以上70%未満・・・・c ① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。 ② 評価対象ポイントを母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価該当ポイント／評価対象ポイント×100（小数第2位四捨五入） ④ 評価対象項目数が1工種の場合は3項目以下、複数工種の場合は5項目以下の場合は「c評価」とする。

別紙3－3

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第三次評定者（検査員）

項 目	3．出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）			

細 別	Ⅱ．品 質	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 優れている。	□ bより優れている。	□ やや優れている。	□ cより優れている。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
建築工事（新築・改修等） 評価ポイント	対象 評価【新築・改修】 □ □ ①製品の品質が、承認図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ②試験成績書で材料の品質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ③施工の各段階における完了時の試験方法が、適切であることが確認できる。 □ □ ④建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ⑤躯体工事における施工の品質が、施工記録等により良好であることが確認できる。 □ □ ⑥内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により良好であることが確認できる。 □ □ ⑦その他工事（躯体、内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により良好であることが確認できる。 □ □ ⑧不可視部分となる品質が、工事写真等で的確に確認できる。 □ □ ⑨中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ □ ⑩工事材料や搬入された製品を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑪その他： 【塗装工事】 □ □ ①塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） □ □ ②ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 □ □ ③施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。 □ □ ④使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 □ □ ⑤塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。 □ □ ⑥塗膜に有害な付着物がない。 □ □ ⑦塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 □ □ ⑧溶接部、ボルトの接合部、構造物の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ □ ⑨塗料の品質が、出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロッド番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ ⑩その他： 【杭関係（コンクリート、鋼管、鋼管井筒、場所杭、深礎等）】 □ □ ①杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ □ ②規制杭の打ち止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ □ ③杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ □ ④水平度、鉛直度が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ⑤溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ⑥支持地盤に達していることが掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ □ ⑦場所打ち杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ □ ⑧掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ⑨配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ⑩ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ □ ⑪裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。	□ 監督員が文書で改内容	□ 請負契約書第17条内容

別紙3－3

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第三次評定者（検査員）

項 目	3．出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）			

細 別	Ⅱ．品 質	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 優れている。	□ bより優れている。	□ やや優れている。	□ cより優れている。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
		□ □ ⑫強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に関わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ ⑬その他： 【地盤改良関係】 □ □ ①改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ②セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理記録を整理していることが確認できる。 □ □ ③事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ □ ④施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ □ ⑤その他：						
建築・電気設備工事、受変電設備工事 評価ポイント		対象 評価【共通】 □ □ ①材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ②試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ③ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 □ □ ④必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれていることが確認できる。 □ □ ⑤完成図書で定期的な点検及び交換を必要とする部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ □ ⑥設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫していることが確認できる。 【電気設備工事】 □ □ ①製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術的検討が実施していることが確認できる。 □ □ ②操作制御盤設備について、操作スイッチや表示灯を承認図又は施工図のとおり配置し、操作性が良好であることが確認できる。 □ □ ③設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ④操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ □ ⑤現場条件によって、機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合は、工場試験で確認していることが確認できる。 □ □ ⑥盤内及びピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配線されていることが確認できる。 □ □ ⑦設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ⑧地中配管等は適切な深さ及び間隔で敷設されていることが確認できる。。 □ □ ⑨電気的接続箇所において、緩みがなく確実に接続されていることが確認できる。 □ □ ⑩D種接地工事では、ELBで保護されている回路と保護されていない回路が別々に施工されていることが確認できる。 □ □ ⑪その他： 【通信設備工事・受変電設備工事】 □ □ ①設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 □ □ ②設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 □ □ ③完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 □ □ ④完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されていることが確認できる。 □ □ ⑤設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 □ □ ⑥工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑦その他：					□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

別紙3－3

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第三次評定者（検査員）

項 目	3．出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）					
細 別	Ⅱ．品 質	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 優れている。	□ bより優れている。	□ やや優れている。	□ cより優れている。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
建築・冷暖房設備工事、機械設備工事 評価割合	対象 評価 □ □ ①材料、部品の品質照合（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ □ ②試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ③設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図として提出されていることが確認できる。 □ □ ④溶接管理管理規準の品質管理項目について、関係書類が整理され品質の確認ができる。 □ □ ⑤塗装管理管理規準の品質管理項目について、関係書類が整理され品質の確認ができる。 □ □ ⑥操作制御盤設備について、操作スイッチや表示灯を承認図又は施工図のとおり配置し、操作性が良好であることが確認できる。 □ □ ⑦操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験結果が整理され、良好であることが確認できる。 □ □ ⑧小配管、電気配線、配管が承諾図のとおりに敷設されていることが確認できる。 □ □ ⑨必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれていることが確認できる。 □ □ ⑩完成図書（取扱説明書）に定期的な点検、交換を要する部品の場所及びに方法等についてまとめられていることが確認できる。 □ □ ⑪設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫していることが確認できる。 □ □ ⑫バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されていることが確認できる。 □ □ ⑬機器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ □ ⑭回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。 □ □ ⑮構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対策を施していることが確認できる。 □ □ ⑯現地状況を勘案し施工方法について提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ □ ⑰工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑱その他：						□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検 内容
その他構造物工 評価割合	対象 評価 □ □ ① □ □ ② □ □ ③ □ □ ④ □ □ ⑤ □ □ ⑥ □ □ ⑦						□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検 内容
評価対象（大分類工種）	「評価対象項目」							
解体（取壊し）工事	対象 評価 □ □ ①施工計画書に作業方法・手順、仮設、騒音、振動、粉塵対策が明記され、これにより管理されていたことが確認できる。 □ □ ②施工計画書に安全対策（作業所、交通誘導員、搬出入路等）が明記され、これにより管理されていたことが確認できる。 □ □ ③施工計画書に産業廃棄物の処理、リサイクル計画が明記され、これにより管理されていたことが確認できる。 □ □ ④産業廃棄物管理表（マニュフェスト）を交付し、記入漏れが無く適正に管理されていることが確認できる。 □ □ ⑤写真記録が的確に撮影され、適正に管理されていることが確認できる。 □ □ ⑥建設副産物適正処理推進要綱に基づき委託契約がなされ、適正に処理されていることが確認できる。 □ □ ⑦特別管理産業廃棄物（飛散アスベスト、PCB含有廃棄物等）の処理・保管が適正であることが確認できる。 □ □ ⑧特別教育の必要な作業において、それが実施され、参加者名簿及び作業記録等が管理されていることが確認できる。						□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 不法投棄など重大な過失があった。 内容

別紙3－3

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

第三次評定者（検査員）

項 目	3．出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）					
細 別	Ⅱ．品 質	a	a’	b	b’	c	d	e
		□ 優れている。	□ bより優れている。	□ やや優れている。	□ cより優れている。	□ 他の項目に該当しない。	□ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。
		□ □ ⑨石綿の飛散防止対策（作業実施の届出、作業基準の遵守等規制措置）を行ない、立ち入り禁止等の表示がされていることが確認できる。 □ □ ⑩再生資源利用・促進計画書（実施書）が提出されていることが確認できる。 □ □ ⑪処理場、処理数量、運搬距離が明確であり、書類・写真で確認できる。 □ □ ⑫処理場状況と処理場所が写真で確認できる。 □ □ ⑬適宜、下請け業者の処理状況を確認していることが確認できる。 □ □ ⑭その他：						
採点結果	①評価対象項目数 ②評価対象ポイント ③評価該当ポイント ④評価値=(②/③) ⑤評価ランク		評価値が95%以上・・・・・・・・a 評価値が90%以上95%未満・・・・a’ 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が70%以上80%未満・・・・b’ 評価値が60%以上70%未満・・・・c		① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。 ② 評価対象ポイントを母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価該当ポイント／評価対象ポイント×100（小数第2位四捨五入） ④ 評価対象項目数が1工種の場合は3項目以下、複数工種の場合は5項目以下の場合は「c評価」とする。			

別紙3－4

工事成績採点の考査項目別運用表(営繕)

検査員

項　　目	3. 出来形及び出来ばえ	評価対象(小分類工種)			
細　別	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d	e
		□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げが良好で、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」
建築工事(新築・改修等) 評価ポイント	対象　評価【共通】 □　□　①工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 【新築・改修】 □　□　①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がり良い。 □　□　②関連工事又は既存部分との調整がなされ全体的に調和が良い仕上がりである。 □　□　③使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □　□　④建具等の仕上がりの状態や作動状態が良好である。 □　□　⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 □　□　⑥材料・製品の割付や通り等がよく、全体的な出来ばえが良好である。 □　□　⑦防水の納まりが良好である。 □　□　⑧その他: 【塗装工事】 □　□　①塗装の均一性が良い。 □　□　②細部まできめ細かな施工がされている。 □　□　③補修箇所がない。 □　□　④ケレンの施工状況が良好である。 □　□　⑤全体的な美観が良い。 □　□　⑥その他:
建築・電気設備工事、受変電設備工 評価ポイント	対象　評価 □　□　①きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　□　②関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上である。 □　□　③使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □　□　④運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □　□　⑤機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 □　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □　□　⑦その他:
建築・冷暖房設備工事、機械設備工 評価ポイント	対象　評価 □　□　①きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □　□　②関連工事又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上である。 □　□　③使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □　□　④運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □　□　⑤機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 □　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □　□　⑦その他:
その他工事 評価ポイント	対象　評価 □　□　① □　□　② □　□　③

別紙3－4

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

検査員

項　　目	3．出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）			
細　別	Ⅲ．出来ばえ	a	b	c	d	e
		□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げが良好で、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	□ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
		□ □ ④ □ □ ⑤				
評価対象（大分類工種）		「評価対象項目」				
解体（取壊し）工事		対象 評価 □ □ ①工事区域と区域外との納まりがよく段差等がない。 □ □ ②整地後の平坦制が確保され、解体後の残存物が無く均一な地表（質）が確保されている。 □ □ ③関連工事との調整がなされ、全体に調和がとれている。 □ □ ④整地後の利用者の安全に対する配慮が適切である。 □ □ ⑤工事完了後の設備関係の処理や表示が適切であり、今後の利用に支障がない。 □ □ ⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑦その他：				
採点結果	①評価対象項目数 ②評価対象ポイント ③評価該当ポイント ④評価値=(②/③) ⑤評価ランク		評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d		① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。 ② 評価対象ポイントを母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価該当ポイント／評価対象ポイント×100（小数第2位四捨五入） ④ 評価対象項目数が1工種の場合は3項目以下、複数工種の場合は5項目以下の場合は「c評価」とする。	

別紙3－5

工事成績採点の考査項目別運用表（営繕）

項　目	7. 工事に対する姿勢

第三次評定者（検査員）

細別	Ⅰ. 工事に対する姿勢	a	b	c	d	e
		□ 工事に対する熱意が感じられ、誠意を持って施工されていた。	□ 工事に対し、熱意と誠意が感じられた。	□ 他の項目に該当しない。	□ 工事に対し、熱意と誠意が感じられない。	□ 工事に対し、熱意と誠意が全く感じられない。

工　種	「評価対象項目」	
工事全般	対象　評価 【現場代理人及び技術者の工事内容等の把握】 □　□　①工事概要を把握している。 □　□　②検査員の質問に対し、簡潔に回答されていた。 □　□　③下請施工箇所の出来形等の確認を行っている。 □　□　④その他： □　□　⑤その他： 【受験体制】 □　□　①検査（測定）器具等の準備がよい。 □　□　②測定等に必要な人員が準備されていた。 □　□　③主任技術者が検査に立ち会っていた。（現場代理人と主任技術者が異なるとき） □　□　④専門技術者が検査に立ち会っていた。（専門技術者の選任があったとき） □　□　⑤交通整理人員が用意され、安全に検査を行うことが出来た。 □　□　⑥検査に先立ち、現場の仕上がり等を確認していることが感じられる。 □　□　⑦出来形、図面等が準備され、測定値との比較が速やかに出来た。 □　□　⑧指摘、注意事項等があったときにそれを記録し、確認を行っていた。 □　□　⑨その他： □　□　⑩その他：	□ 検査（測定）機材等が準備されておらず、確認が出来ないものが数件あった。 □ 質問に対し、現場代理人以外のもが答え、現場代理人から一切返答が無かった。 ※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」 ※2項目に該当あれば「e」 内容

採点結果			
	評価対象項目数	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	評価該当項目数	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	評価値	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	評価ランク	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ 評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。